

4月9日(日)は、 県議会議員選挙の投票日です

投票時間

午前7時～午後8時

選挙は、民主政治の基本であり、私たちの意思を政治に反映させる大切な機会です。あなたの貴重な一票を投票してください。

問合せ先 選挙管理委員会事務局選挙管理グループ (☎84-5017)



第20回統一地方選挙は、3月31日(金)に告示され、4月9日(日)に投票が行われます。

1. 選挙に投票できる人

平成17年4月10日以前に生まれた人で、令和4年12月30日以前から亀山市に住民登録がしており、引き続き選挙の投票日まで市内に住んでいる人です。

2. 住所が変わった人の投票

【市内で転居した人】 令和5年3月14日以降に市内で転居した人は、前住所地の投票所で投票してください。

【県外へ転出した人】 選挙の投票日までに県外の市町村へ転出した人は、選挙権がありません。

【県内へ転出した人】 令和4年12月31日以降に県内の他の市町へ転出し、投票する時点まで引き続き県内に住所を有する人で、亀山市の選挙人名簿に登録されている人は、亀山市で投票できます。

【県内から転入した人】 令和4年12月31日以降に県内の他の市町から転入し、転入前の市町の選挙人名簿に登録されている人は、亀山市では投票できませんので、転入前の市町で投票してください。

※県内へ転出した人・県内から転入した人が投票をするときは、**「引き続き三重県の区域内に住所を有する旨の証明書」**をご提出していただくとスムーズに投票ができますので、事前に市民課戸籍住民グループ(本庁1階)へお問い合わせください(他の市町でも可)。

また、証明書を持参しない場合でも、県内市町の選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますが、確認に時間を要する可能性がありますのでご了承ください。

3. 投票所入場券は郵送します

投票所入場券は、各世帯へ郵送します。封筒1枚に6人分が同封しており、世帯が6人を超えると別封筒になりますので、注意してください。

家族の投票所入場券を間違えて持参しないよう、投票に出掛ける前には、投票場所と氏名をご確認ください。

投票所入場券が届かなかったり、記載事項に誤りがあったりしたときは、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

4. 選挙公報の配布

選挙公報は、新聞折り込みにより配布するほか、市の各施設にも備えます。候補者を選ぶときの参考にしてください。また、ご希望があれば郵送しますので、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。
※無投票となった場合は発行されません。

5. 投票に行くときは投票所入場券を忘れずに

投票所は、入場券に印字されています。指定された投票所以外では、投票できません。

投票日には次のことに注意しましょう。

- ◆投票時間は午前7時から午後8時までです。
- ◆投票に行くときは、必ず「投票所入場券」を持参してください。忘れたときや紛失したときは、投票所の係員に申し出てください。
- ◆投票所内に掲示されている各候補者の氏名をよく確認し、投票用紙には候補者1人の氏名をはっきりと書きましょう。
- ◆目の不自由な人、字を書くことができない人、身体に障がいのある人は係員に申し出てください。点字投票、代理投票の制度により投票することができます。係員は秘密を守ります。

6. 当日都合の悪い人は期日前投票・不在者投票を

投票日当日、やむを得ない事情で投票できない人のために、期日前投票・不在者投票(以下「期日前投票等」)の制度があります。期日前投票等をする人で、「投票所入場券」がすでに手元に届いている場合は、入場券裏面の宣誓書等を記入の上、持参してください。「期日前投票等」の用紙は、市ホームページからダウンロードすることもできます。また、電子申請で不在者投票の請求をすることができるようになりました。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

期日前投票等の期間

4月1日(土)～8日(土)(土・日曜日でも投票できます。)

時間 午前8時30分～午後8時

ところ 本庁1階小会議室・関支所1階



今回の選挙から期日前投票等の理由を宣誓書に記入すること等が不要になるなど、内容が簡略化されました。

7. 病院や老人ホームでも投票できます

不在者投票が行える施設として指定された病院や老人ホームなどに入院(所)されている人は、その施設で不在者投票ができます。

指定病院(施設)であるかどうかなど詳しくは、入院(所)先の施設にお尋ねください。

8. 重度障がい・要介護5の人は郵便投票を

身体に重度の障がいがある人(障がいの程度等により資格がない場合があります)や介護保険制度で要介護5の認定を受けている人は、郵便による不在者投票を行うことができます。

この制度を利用する人は、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、投票日の4日前(選挙管理委員会必着)までに、この証明書を添えて投票用紙の請求をしてください。

投票は必ず郵便で行う必要がありますので、手続きを行う人は、事前に選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

9. 開票は亀山西小学校体育館で行います

開票は、投票日当日の午後9時15分から亀山西小学校体育館で行います。

なお、市内の有権者であればどなたでも参観できますが、混乱が予想される場合は、入場制限をさせてい

ただく場合がありますのでご了承ください。

また、選挙の開票状況は、ケーブルテレビ(デジタル123CH)、市ホームページで、午後10時頃から30分間隔で最新速報をお知らせする予定です。

10. 新型コロナウイルス感染症対策について

投票所内でのマスクの着用や消毒液による手指消毒、帰宅後の手洗いなどの協力をお願いします。

投票所受付で、使い捨て鉛筆をお渡しします。使用後は、回収袋に返却するか、お持ち帰りください。鉛筆をご持参いただく人は、その旨を受付に申し出てください。

投票所では、2m程度の間隔を空け、3つの密(密閉・密集・密接)の防止にご協力ください。

11. 特例郵便投票について

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをしていて、一定の要件に該当する人は、「特例郵便等投票」ができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただか、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。



投票は
明るい未来を
築くかぎ

投票所一覧
二次元コード



投票所一覧表					
投票区	投票所名	投票区の区域(自治会区域)	投票区	投票所名	投票区の区域(自治会区域)
1	城北地区 コミュニティセンター	住山町 羽若町 亀田町 アイリス町	15	能褒野町公民館	能褒野町 田村町(名越)
2	北東地区 コミュニティセンター	椿世町 新椿世 北町 北山町 東台町 渋倉町 柴町 東野タウン	16	川崎地区 コミュニティセンター	川崎町
			17	辺法寺営農組合集会所	辺法寺町
3	本町地区 コミュニティセンター	本町 高塚町 上野町 小下町	18	野登地区 コミュニティセンター	両尾町
4	亀山市役所	東町 江ヶ室 中屋敷町 東丸町 本丸町 西丸町 西町 若山町 南崎町 御幸町東 御幸町 市ヶ坂町 万町	19	池山公民館	安坂山町
			20	小川生活改善センター	小川町
			21	下白木公民館	白木町
5	野村地区 コミュニティセンター	野村 野村団地 南野町 北野町	22	落針公民館	布気町
6	東部地区 コミュニティセンター	阿野田町 二本松 南鹿島町 北鹿島町 菅内町	23	神辺地区 コミュニティセンター	太岡寺町 小野町 木下町 山下町 虹ヶ丘団地
7	天神町公民館	天神 中村 和賀町			
8	南部地区 コミュニティセンター	安知本町 田茂町 楠平尾町	24	関文化交流センター	新所 中町 木崎 泉ヶ丘 富士ハイツ 小野
9	昼生地区 コミュニティセンター	三寺町 中庄町 下庄町(神向谷)	25	関町北部ふれあい 交流センター	会下 鷲山 あけぼの台 白木一色
10	下庄集会所	下庄町(神向谷を除く)	26	鈴鹿馬子俱会館	市瀬 沓掛 坂下
11	井田川地区南 コミュニティセンター	和田町 和田団地 井尻町 川合町川合	27	林業総合センター	加太神武 加太板屋 加太北在家 加太中在家
12	井田川小学校	井田川町 みどり町 川合町東			
13	みずほ台幼稚園	みずほ台 ひとみが丘 山田 新道 メープル川合	28	市場公民館	加太市場 加太向井 加太梶ヶ坂
14	みずきが丘集会所	田村町(名越を除く) 長明寺町 太森町 みずきが丘	29	関南部地区 コミュニティセンター	萩原 福德 古厩 久我 関ヶ丘 金場 越川

今回の選挙から、第21投票区の投票所は「白川地区南コミュニティセンター」から「下白木公民館」に変更となりますので、ご注意ください。